

安芸広域市町村圏事務組合公示第 16 号

令和 8 年 8 月 26 日

安芸広域市町村圏事務組合

管 理 者    西 内    直 彦

## 公                      告

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所（居所）が不明等の理由により送達が不能なため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、下記の書類は、当機構において保管し、いつでも本人に交付します。

### 記

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 氏                      名 | 清藤    奏人 |
| 送達する書類                   | 徴収に関する書類 |

※ 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

※ 掲示は、公示送達の効力が発生する時まで行う。